

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 定義</p> <p>用語の定義は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。 再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。 再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。 再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。 指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。 建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。 特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。 土質改良プラント：建設発生土の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設発生土を受入れ、改良・販売する事業を行うもの。 再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。 	<p>2 定義</p> <p>用語の定義は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。 再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。 再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。 再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。 指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。 建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。 特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。 再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。

改正後	改正前
<p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進</p> <p>建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂</p> <p>ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。</p> <p>イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。</p> <p>ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km 以内にある公益財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）、民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）及び土質改良プラントの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。</p> <p>ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>	<p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進</p> <p>建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂</p> <p>ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。</p> <p>イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。</p> <p>ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km 以内にある公益財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）、民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）の中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。</p> <p>ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(3) ～ (5) 略</p>

改正後	改正前
<p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用する。</p> <p>(1) 使用再生資材</p> <p>ア 再生クラッシャーラン (R c)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R c c (コンクリート塊が全体重量比で 50%以上含まれた砕石) ・ R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で 15%以上含まれた砕石) ・ R c x (R c c、R c a 以外の再生クラッシャーラン) <p>イ 再生粒度調整砕石 (R m)</p> <p>ウ 再生砂</p> <p>エ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>オ コンクリート雑割材</p> <p>カ 再生土</p> <p>なお、「R c」とは、再生材(コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、熔融スラグ等)が全体重量比で 15%以上含まれた砕石である。</p> <p>(2) 再生資材の使用の方針</p> <p>原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。</p> <p>ア 再生クラッシャーラン</p> <p>全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の基礎材、裏込材、路盤材等 <p>(7)河川護岸の裏込材については、アスファルト・コンクリート塊を含んだ再生砕石を使</p>	<p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用する。</p> <p>(1) 使用再生資材</p> <p>ア 再生クラッシャーラン (R c)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R c c (コンクリート塊が全体重量比で 50%以上含まれた砕石) ・ R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で 15%以上含まれた砕石) ・ R c x (R c c、R c a 以外の再生クラッシャーラン) <p>イ 再生粒度調整砕石 (R m)</p> <p>ウ 再生砂</p> <p>エ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>オ コンクリート雑割材</p> <p>なお、「R c」とは、再生材(コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、熔融スラグ等)が全体重量比で 15%以上含まれた砕石である。</p> <p>(2) 再生資材の使用の方針</p> <p>原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。</p> <p>ア 再生クラッシャーラン</p> <p>全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の基礎材、裏込材、路盤材等 <p>(7)河川護岸の裏込材については、アスファルト・コンクリート塊を含んだ再生砕石を使</p>

改正後	改正前
<p>用しないものとする。</p> <p>(イ)鳥取県溶融スラグ使用基準（平成19年1月30日付第200600158198号県土整備部長通知）に基づく溶融スラグ混合砕石の使用については、別途通知による。</p> <p>イ 再生粒度調整砕石</p> <p>全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、供給状況を確認の上、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上層路盤材 <p>ウ 再生砂</p> <p>全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮断層、埋戻材、置換砂 <p>(ア) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。</p> <p>エ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>再生加熱アスファルト混合物とは再生骨材が全体重量比で20%以上含まれた混合物をいう。</p> <p>全ての公共工事において、工事現場から40km又は運搬時間が1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理 ・簡易舗装の表層 ・歩道、園路、駐車場等の表層 ・仮設道路等の表層 <p>なお、アスファルト混合物の使用区分は、「アスファルト混合物の使用区分について（平成15年3月26日付道第1187号県土整備部長通知）」によることとし、各用途における再生骨材混入率は上限を設けないものとする。</p>	<p>用しないものとする。</p> <p>(イ)鳥取県溶融スラグ使用基準（平成19年1月30日付第200600158198号県土整備部長通知）に基づく溶融スラグ混合砕石の使用については、別途通知による。</p> <p>イ 再生粒度調整砕石</p> <p>全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、供給状況を確認の上、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上層路盤材 <p>ウ 再生砂</p> <p>全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮断層、埋戻材、置換砂 <p>(ア) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。</p> <p>エ 再生加熱アスファルト混合物</p> <p>再生加熱アスファルト混合物とは再生骨材が全体重量比で20%以上含まれた混合物をいう。</p> <p>全ての公共工事において、工事現場から40km又は運搬時間が1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理 ・簡易舗装の表層 ・歩道、園路、駐車場等の表層 ・仮設道路等の表層 <p>なお、アスファルト混合物の使用区分は、「アスファルト混合物の使用区分について（平成15年3月26日付道第1187号県土整備部長通知）」によることとし、各用途における再生骨材混入率は上限を設けないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>オ コンクリート雑割材</p> <p>全ての公共事業において、次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詰石材（蛇籠、フトン籠、柵工、沈床工等） ・基礎、裏込栗石材 <ul style="list-style-type: none"> ・路体盛土材又は埋戻材 <p>カ 再生土</p> <p>全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土材、埋戻材、堤体、路床、路体 <p>(7) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>オ コンクリート雑割材</p> <p>全ての公共事業において、次の用途に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詰石材（蛇籠、フトン籠、柵工、沈床工等） ・基礎、裏込栗石材 <ul style="list-style-type: none"> ・路体盛土材又は埋戻材 <p>(3)～(5) 略</p>